

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。）、台風第19号による農林水産関係被害への支援対策について

令和元年10月25日
農 林 水 産 省
環 境 省
総 務 省

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。）、台風第19号により、全国各地域の農林水産業に被害がもたらされた。

このため、被災された農林漁業者の方々が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるように、以下の総合的な対策を講ずる。

さらに、今回の台風被害の地域毎の特性も踏まえた農林漁業者の事業再開に向けた対策について、総理指示（10月20日）を踏まえた対策パッケージの中で今後講じていく。

1 災害復旧事業等の促進

- （1）農地・農業用施設、共同利用施設、森林関係及び漁港施設等の農林漁業関係施設の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知、農林水産省職員の現地への派遣による技術的支援等を通じて、災害復旧事業等により、早期復旧を支援。
- （2）農地・農業用施設、林道、農林水産業共同利用施設の災害復旧事業を対象として「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」に基づき、机上査定限度額の引上げ等による災害査定の効率化を実施。

2 農業用ハウス、共同利用施設等の導入の支援

- （1）強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）を発動し、補助上限額及び対象地域の制限を撤廃するとともに、事前着工を可能とし、農業経営に必要な農業用ハウス・農業用機械等の再建・修繕（被災した施設及び災害復旧事業の対象とならない農業用ハウス等に流入した土砂（土砂混じりがれき等）の撤去を含む。）に要する経費を助成。

農業用ハウスについて、園芸施設共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて事業費の2分の1相当を支援（共済非加入の場合は10分の3相当）。

さらに、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイ

プ)により農業用ハウスの補強に要する経費、持続的生産強化対策事業により農業用ハウスの補強に必要な資材の共同購入費を助成。

- (2) 被災を機に作物転換、規模拡大及び施設の強靱化等に取り組む産地に対し、簡易な農業用ハウスや果樹棚等の設置や補強に必要な資材導入や農業機械等のリース導入に要する経費を助成。
- (3) 被災した共同利用施設等（集出荷施設、乾燥調製貯蔵施設、家畜飼養管理施設等）及び卸売市場の再建・修繕や、被災を機に産地で共同利用する耐候性ハウスを導入する取組、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費を助成。
- (4) 被災した農業用ハウスのガラス片等が混入した農地について、災害復旧事業により、ガラス片等の除去を支援。
- (5) 農業用ハウスの資材や施工業者が早期に確保できるように、以下のとおり対応。
 - ① 農業資材メーカー等に資材の供給状況等を確認するとともに、円滑な資材供給及び施工業者の確保への協力を依頼。
 - ② 各県や農業者団体等に対し、①の協力依頼について情報提供するとともに、全国のハウス施工業者リストを提供。また、農業者が自ら施工できるようにハウスの自力施工マニュアルを周知。

なお、(1)、(2)及び(3)の支援は、再建後の施設について、利用者が園芸施設共済等の保険に入ることが前提。

3 油流出への対応

- (1) 水害により油の付着した稲、大豆について出荷できない場合、農業共済の支払対象となること農業者に対して周知。
- (2) 油が付着した農地等について災害復旧事業により、油の除去等を支援。
- (3) 流出した油による漁業被害防止のため、専門家を現地に派遣し、調査並びに防除及び回収についての指導を実施。

4 共済金の早期支払等

- (1) 農業共済、森林保険、漁業共済・漁船保険について、損害評価を迅速に行い、共済金・保険金の早期支払を実施。

(2) 農業保険について、掛金の払込期限を延長。※¹

(3) 近年多発する自然災害に対して、農林漁業者自らに備えてもらう観点から、地方公共団体及び関係団体と連携の上、本支援対策の実行時を含め、様々な機会を活用して、引き続き農業保険（収入保険、農業共済）、森林保険、漁業共済、漁船保険等への加入を促進していく。

5 災害関連資金の特例措置

(1) 被災農林漁業者等が意欲を持って経営を再開できるように、以下のとおり対応。

- ① 農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化。
- ② また、農業近代化資金等の借入れについて、（独）農林漁業信用基金及び農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除。

(2) また、以下のとおり要請済み。

- ① 新規融資に際しては、円滑な融通が図られるよう、関係金融機関に要請。
- ② 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講ずるよう、関係金融機関に要請。
- ③ 災害救助法の適用地域の被災者が、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講ずるよう、農林中金等に要請。

6 営農再開に向けた支援

(1) 被害果樹・茶の植え替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費、落下果実の利用促進に必要な経費、被災した果樹産地の継続・再生のための収穫物運搬や樹体保護に必要な経費等を助成。

(2) 被災により、水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成、産地交付金）及び畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策の面積払）の対象作物について本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合にあっても、それぞれ交付金の対象になることを周知。

(3) 被災に伴い必要となる追加防除・施肥、追加的な種子・種苗・培地の確保、飛散したガラスや稲わら等の撤去、被災した集出荷施設等における簡易な補修、他の集出荷施設等への農作物の輸送等に要する経費を助成。

(4) 被災した酪農・畜産農家の経営継続を支援するため、以下のとおり対応。

- ① 乳牛に対する乳房炎の治療・予防管理等に要する経費を助成。
- ② 停電時に緊急的に行った非常用電源の確保等に要する経費を助成。
- ③ 簡易畜舎等の整備、畜舎や機械等の簡易な修理等に要する経費を助成。
- ④ 被災家畜の避難・預託、死亡・廃用家畜に係る家畜導入を支援。
- ⑤ 自給飼料の品質低下を抑制するための発酵促進剤や不足する粗飼料を購入する場合に要する経費を助成。
- ⑥ 酪農ヘルパーの被災農家への出役を支援。

(5) 被災した畜産農家の資金繰りを支援するため、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）、肉豚経営安定交付金（豚マルキン）における生産者負担金の納付みなし、肉用子牛生産者補給金制度における生産者負担金の納付期限延長、鶏卵生産者経営安定対策事業における積立金の減額等を実施。

(6) 専門家が被災農業者を個別に訪問して、農業経営の再開に向けた相談活動を実施。

7 被災農業者の就労機会の確保、被災農業法人等の雇用の維持のための支援

(1) 災害復旧の円滑な実施と就労機会の確保の観点から、災害復旧事業等における被災農業者の就労を促進。

(2) 被災農業法人等が、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に、農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）により必要な経費を助成。

(3) 農業次世代人材投資事業については、被災により農作業を行えない場合、復旧作業を研修や農業生産等の従事日数に加えられること、一定の研修や農業生産等の従事日数を確保できない場合には、当該休止期間に相当する期間、交付期間を延長することができる取扱いについて周知。

8 農地・農業用施設の早期復旧等の支援

(1) 損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動を支援。

(2) 被災地域において、農業水利施設等の復旧を進めるとともに、水管理・維持管理の省力化や長寿命化対策、防災減災対策等の取組に対して支援。

(3) 被災地域において、農地等の復旧を進めるとともに、大区画化、畑地化などの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を図る取組に対して支援。

- (4) 被災した鳥獣被害防止施設の復旧・再整備を支援。

9 林野関係被害に対する支援

- (1) 台風第15号による風倒木被害に係る調査結果も踏まえ、治山事業や森林整備事業により、被災した山林の早期復旧や、山地災害発生の高危険性が高い地区等における治山施設の設置等の実施を支援。
- (2) 被災した木材加工流通施設等の復旧・整備や損壊した施設の撤去に要する経費を助成。
- (3) 被災した特用林産振興施設について、特用林産物の生産に必要なハウス・機械等の再建・修繕、損壊した施設の撤去及び生産資材の導入に要する経費を助成。

なお、再建後の施設について、利用者が園芸施設共済等の保険に入ることが前提。

10 水産関係被害に対する支援

- (1) 被災地域において、漁港施設等の復旧を進めるとともに、防潮堤等の高潮・高波対策に対して支援。
- (2) 流木等による水産業への影響を最小限に食い止めるように、以下のとおり対応。
- ① 漁場等に堆積・漂流する流木等については、漁業者等による監視、回収・処理に必要な経費を補助するとともに、環境省と連携し回収・処理を推進。
 - ② 海岸保全施設の機能を阻害する流木等については、農林水産省、国土交通省が連携し、回収を支援。
- (3) 被災を機に収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に取り組む沿岸漁村地域に対し、必要な漁具、漁船のリース方式による円滑な導入に要する経費を助成。
- (4) 漁業者・水産加工業者の経営の再開に向け、以下の支援を実施。
- ① 被災した共同利用施設（荷さばき施設、漁具倉庫、水産加工施設、種苗生産施設等）の再建・修繕や、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費を助成。
 - ② 流通に必要な代替機器の整備・リース導入に要する経費を助成。
 - ③ 漁港等周辺のがれき・廃棄水産物の処理、他の産地市場への水産物輸送に要する経費を助成。

11 停電への対応

- (1) 早期の営農再開に向け、停電により出荷・使用できなくなった農作物や培地の撤去・消毒等の栽培環境の整備、追加的な種子・種苗・培地の確保、他の集出荷施設等への農作物の輸送等に必要な経費を助成。
- (2) 被災した酪農・畜産農家に対し、停電に伴い発生した乳房炎の治療、死亡・廃用家畜に係る家畜導入、緊急的に行った非常用電源の確保等を支援。
- (3) 被災した特用林産物生産者の事業再開を支援するため、特用林産物に係る生産資材の再導入に要する経費を助成。
- (4) 停電により出荷・使用できなくなった産地市場や蓄養施設等の機能を回復し、早期に経営を再開できるよう、荷さばき施設等の修繕、他の産地市場への水産物輸送等に要する経費を助成。

12 災害廃棄物処理事業の周知

被災した農業用ハウス等の農林水産関係の災害廃棄物は、生活環境保全上支障がある場合、市町村が実施する災害廃棄物処理事業の対象になり得ることについて、市町村廃棄物担当部局に周知。

13 地方財政措置による支援

関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないように、上記の対策の内容に応じ、地方財政措置で適切に対応。

※1 台風第15号及び台風第19号が対象。

※2 2(1)、2(2)、2(3)、6(3)、9(2)、9(3)、10(4)、11(4)については、別紙の留意事項を参照。

※3 本支援対策は、予算の範囲内で実施。

(別紙)

**農業用ハウス・農業機械の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等における
留意事項**

農業用ハウス・農業機械の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等については、それぞれの農林漁業者ごと（共同利用施設の場合は施設ごと）に次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。

（１）施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等

（２）事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

＜関係する項目＞

２（１）、２（２）、２（３）、６（３）、９（２）、９（３）、１０（４）、１１（４）

(参考資料)

台風や大雨等により被災された農林漁業者の皆様へ

**令和元年8月から9月の前線に伴う大雨
(台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。)、
台風第19号による農林水産関係被害への支援対策**

**令和元年10月
農林水産省**

＜災害復旧＞

農地や水路等を復旧してほしい	1
農業者が自ら行う復旧作業を支援してほしい	2
災害査定の効率化について	3
事前着工による早期営農再開に向けて	4

＜人的・技術的支援＞

災害時における農林水産省の被災地の早期復旧への取組	5
---------------------------	---

＜稲わら、被災ハウスの処理＞

ほ場等に堆積した稲わら等の処理について	7
被災した農業用ハウス等の処理について	8
被災した農業用ハウス等を処分したい	9

＜ハウス再建＞

耐候性ハウス・ガラスハウスを再建したい	10
パイプハウスを再建したい	11
農業用ハウスを補強したい	12
農業用ハウスのリース方式による導入	13
農業用ハウスの施工業者が確保できない	14

＜資金調達＞

施設復旧のための資金や運転資金を調達したい	15
-----------------------	----

＜共済金＞

被災した農作物や園芸施設の農業共済等について	16
園芸施設共済の加入促進イメージ	17
園芸施設共済における掛金の割引について	18

＜その他農業＞

本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合の支援策について	1 9
果樹を植え替えたい・被害果実を利用したい	2 0
生産資材を購入したい	2 1
酪農・畜産関係の支援を受けたい	2 2
復旧までの間の働く場がほしい、従業員の雇用を維持したい	2 3
被災農業法人等の雇用の維持、農業次世代人材投資事業の取扱い	2 4
農地や農業用施設や鳥獣被害防止施設の復旧等をしてほしい	2 5

＜林業＞

被災した荒廃山地、森林作業道の復旧や被害木の伐採・搬出をしてほしい	2 6
被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の 撤去・復旧・整備をしてほしい	2 7

＜水産業＞

漁港施設等の復旧、防潮堤等の高潮・高波対策をしてほしい	2 8
流木等による水産業への影響を食い止めたい	2 9
漁船、漁具等が被災してしまった	3 0
水産経営を再開したい	3 1

＜停電による被害＞

停電の影響による被害から早期に営農を再開したい（農作物）	3 2
停電の影響による被害から早期に営農を再開したい（畜産）	3 3
停電の影響による被害から早期に営農を再開したい（林野）	3 4
停電の影響による被害から早期に営農を再開したい（水産）	3 5

農地や水路等を復旧してほしい

被災した農地や水路、農協、森林組合、漁協等が所有する農林水産物倉庫等を復旧する場合、以下の災害復旧事業等による支援を受けることが可能です。

対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
農地や水路	工事費40万円/箇所以上であれば、 災害復旧事業（農地・農業用排水路等） による支援 (事業実施主体：地方公共団体, JA, 土地改良区等)	国：激甚災害指定の場合、96%～98%（過去5箇年の実績） 県等：県と市町村による負担 農家：100%-(国の負担+県等の負担)	農村振興局 整備部防災課 TEL:03-6744-2211
農林水産物倉庫等	工事費40万円/箇所以上であれば、 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 による支援	国：激甚災害指定の場合、最大で90%等 県等：県と市町村による負担 農家：100%-(国の負担+県等の負担)	大臣官房文書課 災害総合対策室 TEL:03-6744-2142
林道	工事費40万円/箇所以上であれば、 林道施設災害復旧事業 による支援	国：激甚災害指定の場合、概ね90% 施設管理者（県、市町村、森林組合等）：100%-国の負担	林野庁整備課 TEL:03-6744-2304

農業者が自ら行う復旧作業を支援してほしい

地方公共団体等が実施する災害復旧事業等によらず、農業者自らが小規模な水路等の復旧活動を行う場合は、以下の事業による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動を支援。(多面的機能支払交付金)
- (2) 農業者の自力施工による区画拡大や水路整備などの耕作条件の改善を支援。(農地耕作条件改善事業)
- (3) 被災した鳥獣被害防止施設の自力施工による再整備を支援。(鳥獣被害防止総合対策交付金)

2. 対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	農家等の負担	担当及び問合せ先
(1) 地域共同による復旧活動の支援	損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動に既配分の 多面的機能支払交付金 を充当可能	(既に配分されている多面的機能支払交付金を活用するため、追加の負担はない) 対象組織：追加負担なし	農村振興局 整備部農地資源課 TEL：03-6744-2447
(2) 耕作条件の改善等	被災を契機に行う水路の更新整備などを 農地耕作条件改善事業 により支援(総事業費200万円以上、受益者2者以上等)	国：定額	農村振興局 整備部農地資源課 TEL：03-6744-2208
(3) 鳥獣被害防止施設の再整備	被災した鳥獣被害防止施設の再整備を行う場合、必要な資材費を 鳥獣被害防止総合対策交付金 により支援	国：定額	農村振興局農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 TEL：03-3591-4958

災害査定の効率化について

○ 平成29年 1 月より「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」を新たにルール化

1 対象となる災害及び都道府県

(1) 対象となる災害

- ・ 区分 S : 激甚災害 (本激) に指定されかつ緊急災害対策本部が設置されたもの
- ・ 区分 A : 激甚災害 (本激) に指定された災害

(2) 対象となる都道府県

- ・ 農林水産省に対する当該災害の被害報告における被災箇所数が、過去 5 箇年の平均被災箇所数 (本激除く) を超えた都道府県

2 効率化の内容

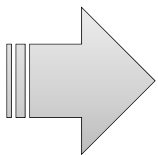
- ・ 机上査定上限額の引上げ : 200万円 (林道は300万円) 未満 → 査定見込み件数の概ね 7 割※ (農地・農業用施設は 9 割) までの額
- ・ 採択保留額の引上げ : 2 億円以上 → 2 億円を超え採択保留された件数の概ね 6 割※までの額
- ・ 査定設計書に添付する図面等を簡素化 : 設計図書の作成において航空写真や代表断面図等を活用など

※区分 S にあつては、概ね 9 割までの額

3 効率化により期待される効果

- ・ 机上査定上限額の引上げにより、現地調査件数が減少するため、査定期間が短縮
- ・ 採択保留額の引上げにより、採択保留件数が減少するため、早期着手する災害復旧事業が増加
- ・ 査定設計書に添付する図面、写真を簡素化するため、査定資料の準備期間が短縮

以上により、被災自治体の災害査定に要する業務や期間等を縮減するとともに、被災施設の早期復旧を促進し、被災地の復興を支援



現在までに、

- ・ 平成29年 : 梅雨前線豪雨等 (九州北部豪雨を含む)、台風第18号、台風第21号
- ・ 平成30年 : 梅雨前線豪雨等 (平成30年 7 月豪雨)、北海道胆振東部地震、台風第24号の 6 つの災害で適用。

効率化による効果の一例

(平成29年農地・農業用施設)
机上査定上限額の引上げにより、机上査定可能件数が
56%→89%へ増加

公共

農地農業用水路等が被災した場合、災害査定を待たずに、復旧工事に着手できる査定前着工制度を活用し、早期復旧が可能。実施にあたっては以下の①、②を留意するとともに市町村と相談いただきたい。

- ① 施設等の被災状況を事前に調査、撮影
- ② 査定前工事の実施中の写真、契約書、工事費支払額等が確認できる証拠書類等を整理

ハウス・機械等

農業用ハウス・農業機械(中古を含む)の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等については、それぞれの農林漁業者ごと(共同利用施設の場合は施設ごと)に以下の①、②の資料を保存いただきたい。

- ① 施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等
- ② 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

自力施工

地方公共団体等が実施する災害復旧事業等によらず、農業者自らが地域共同により、農地や水路等の復旧活動を行う場合は、多面的機能支払交付金等による支援を受けることも可能です。

災害時における農林水産省の被災地の早期復旧への取組

- 近年、地震や台風等の自然災害が多発し、被災地方公共団体の深刻な人員不足等も相まって、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧に支障。
- このため、①国の職員派遣、②地方公共団体間の職員派遣促進、③民間コンサルタント確保に向けた対応により、被災地の早期復旧を人的な面から支援。

① 農林水産省の職員派遣

災害発生時に、農林水産省から職員（MAFF-SAT）を派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援。

MAFF-SAT

（農林水産省・サポート・アドバイsteam）

派遣

被災地方公共団体等

被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援

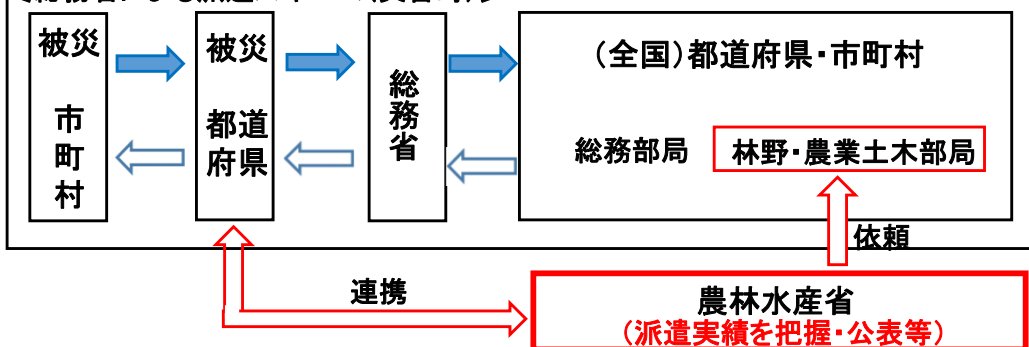
② 地方公共団体間の職員派遣の促進

- 通常行う総務省による職員派遣調整に加え、農林水産省が地方公共団体と直接調整。
- 地方公共団体職員研修の実施、充実。

【地方公共団体のメリット】

- ・職員派遣により、自らの災害対応力がレベルアップ。
- ・被災時に、協力が得られやすい。

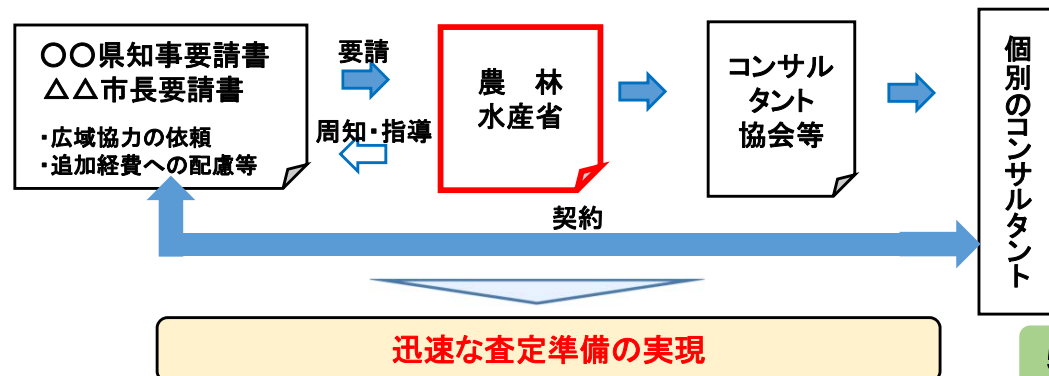
〔総務省による派遣スキーム（災害時）〕



財政措置：派遣先地方公共団体が負担（地方自治法）
⇒実績額（給料、手当、旅費等）の8割を特別交付税で措置

③ 大規模災害時の民間コンサルタント確保に向けた対応

- 大規模災害時に、農林水産省が被災地方公共団体からの要請を受け、文書等により全国のコンサルタントに広域的な協力を要請。
- 激甚災害の指定により、査定準備等の外注費が国の補助対象となることから、広域的な契約により発生する旅費や歩掛等の追加経費について、実績に基づき適切に計上するよう地方公共団体等に周知・指導。



- 台風第19号による被害発生後、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を人的・技術的な面から支援しています。

人的支援

被災地方公共団体に対し、迅速な被害の把握のため、リエゾン派遣を実施しています。

- 都道府県に35名のリエゾン派遣（ピーク時10月14日）
（10月21日時点、23名派遣中）
- 市町村に45名のリエゾン派遣（ピーク時10月14日）
（10月21日時点、8名派遣中）

技術的支援

被害を受けた農地・農業用施設、森林・林業施設、水産関係施設等の早期復旧のため、国の職員を派遣し、技術的助言や指導等を実施しています。

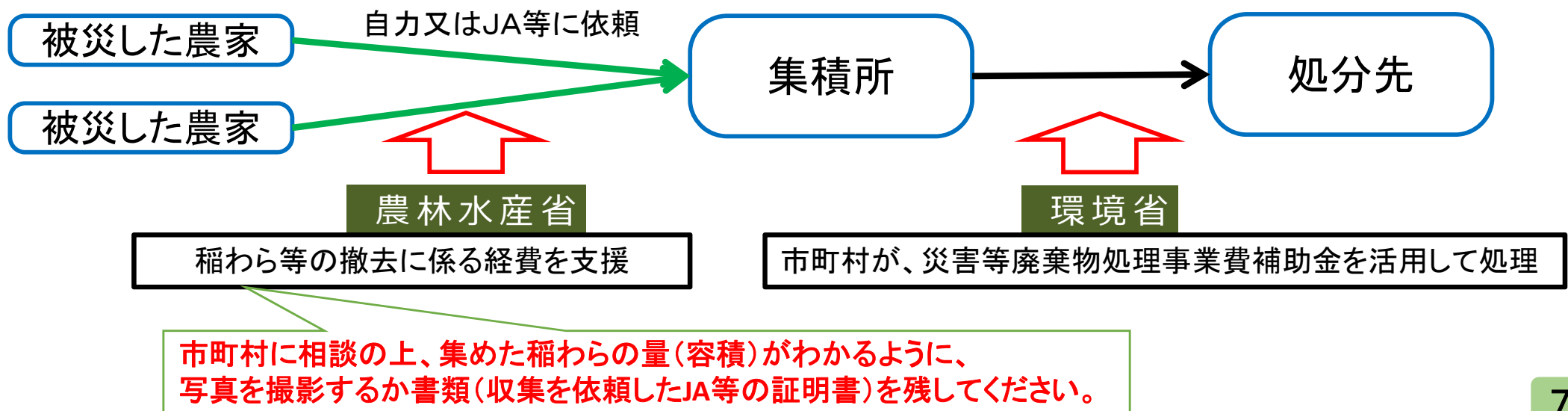
- 発災後から10月21日まで、延べ119名の職員を派遣

ほ場等に堆積した稲わら等の処理について

被災された方々が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるように、稲わら等の堆積への対応として以下の対策を講じます。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
堆積した稲わら等の撤去	農水省、環境省で連携し、ほ場から廃棄物処理まで切れ目のない支援スキームを構築。ほ場等からの稲わら等の撤去に係る経費について、 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策） により支援	定額（5,000円/m ³ ） ※ 市町村に相談の上、集めた稲わらの量（容積）がわかるように、写真を撮影するか書類（収集を依頼したJA等の領収書）を残してください。	政策統括官付 穀物課 （03-6744-2108）

農林水産省、環境省との連携スキーム



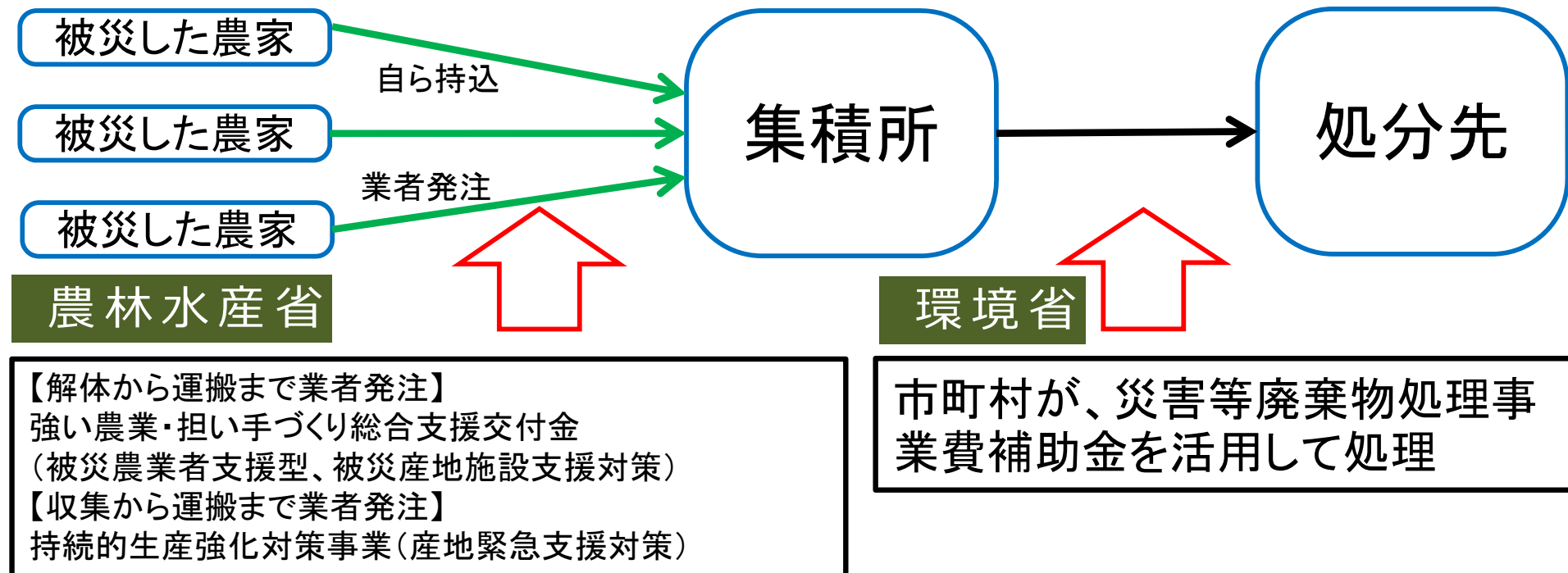
被災した農業用ハウス等の処理について

1. 事業概要

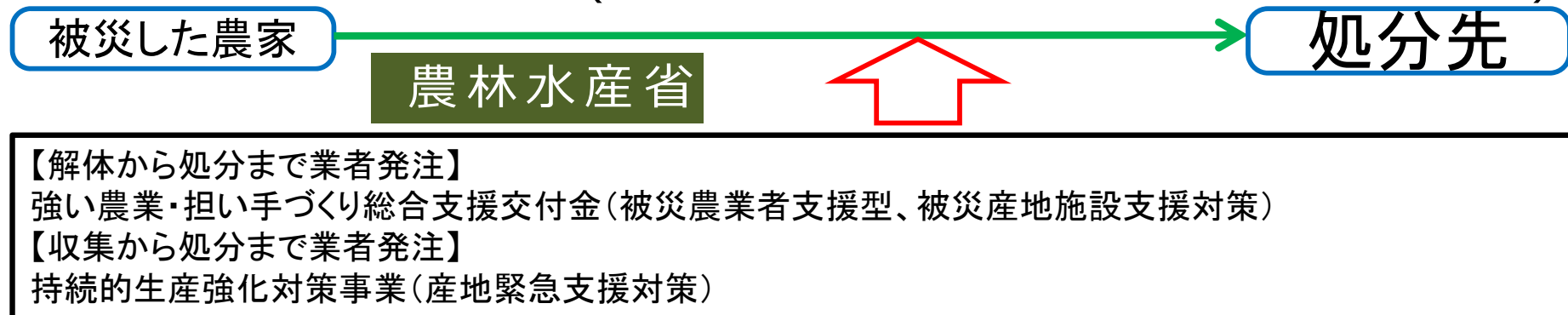
農林水産省と環境省の事業の連携により、被災した農業用ハウス等の処理を支援。

2. 処理スキーム

(1) 集積所を経由する場合（農家が集積所まで持込（自力又は業者発注））



(2) 集積所を経由しない場合（農業者がハウスの撤去を特に急ぐ必要がある等）



被災した農業用ハウス等を処分したい

被災した農業用ハウス等の処理については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

被災した農業用ハウス等の処理（災害廃棄物処理事業）

2. 対策事業と農家の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した農業用ハウス等の処理	被災した農業用ハウス等が長期間放置され新たな災害等により周辺環境へ支障を及ぼすおそれがあるなど、生活環境保全の観点から支障があると認められる場合であって、市町村が一体的に収集(撤去を含む)、運搬及び処分を行う場合、 災害廃棄物処理事業 により市町村の処理費用を支援	国 :50% 特別交付税:40%～45.7 % 市町村 :4.3%～10% 農家 :0	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 TEL:03-5521-8337

耐候性ハウス・ガラスハウスを再建したい

被災した耐候性ハウスやガラスハウスの再建は、以下の制度による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災したハウスの部材の撤去	農業者等が部材やガラス片の撤去を行う場合、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)により支援 ※ 今後も営農を継続する見込みがあること	国 : 園芸施設共済加入者は共済金と併せて1/2相当 園芸施設共済未加入者は3/10相当 県等 : 県と市町村による負担 農家 : 100%－(国の負担＋県等の負担)	経営局 経営政策課 TEL:03-6744-2148
	農業者の組織する団体等(5名以上)が行う場合、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援対策)により支援	国 : 1/2 県等 : 県と市町村による負担 農家 : 100%－(国の負担＋県等の負担)	生産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945
飛散したガラス等の撤去	工事費40万円/箇所以上で、農地に混入したガラス片を市町村等が撤去を行う場合、災害復旧事業により支援 (事業実施主体：地方公共団体, JA, 土地改良区等)	国 : 激甚災害指定の場合、96%～98% (過去5箇年の実績) 県等 : 県と市町村による負担 農家 : 100%－(国の負担＋県等の負担)	農村振興局 整備部防災課 TEL:03-6744-2211
	上記の災害復旧事業の対象とならない土砂の撤去(ガラス等混入も可)を行う場合、強い農業・担い手づくり交付金(被災農業者支援型)により支援 (助成対象者：農業者等) ※ 今後も営農を継続する見込みがあること	国 : 園芸施設共済加入者は共済金と併せて1/2相当 園芸施設共済未加入者は3/10相当 県等 : 県と市町村による負担 農家 : 100%－(国の負担＋県等の負担)	経営局 経営政策課 TEL:03-6744-2148
耐候性・ガラスハウスの再建	農業者の組織する団体等(5名以上)が行う場合、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援対策)により支援	国 : 1/2 県等 : 県と市町村による負担 農家 : 100%－(国の負担＋県等の負担)	生産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945

パイプハウスを再建したい

被災したパイプハウスの再建については、農業者のニーズに応じ以下の制度による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災したハウスや土砂混じりがれきの撤去	農業用ハウスの再建等に伴う撤去や油などが混入した土砂の撤去を業者に発注する場合、 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型） により支援 ※ 今後も営農を継続する見込みがあること	国：園芸施設共済加入者は共済金と併せて1/2相当 園芸施設共済未加入者は3/10相当 県等：県と市町村による負担 農家：100%－(国の負担＋県等の負担)	経営局 経営政策課 TEL:03-6744-2148
	被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組むために必要なパイプハウスの生産資材購入(自力施工)と併せて行う被災ハウス資材を処分する場合、 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策） により実施	国：1/2 農家：1/2	生産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945
農業用ハウスの再建・修繕	農業用ハウスの再建・修繕等を業者に発注する場合、 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型） により実施 ※ 今後も営農を継続する見込みがあること	国：園芸施設共済加入者は共済金と併せて1/2相当 園芸施設共済未加入者は3/10相当 県等：県と市町村による負担 農家：100%－(国の負担＋県等の負担)	経営局 経営政策課 TEL:03-6744-2148
	被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組むために必要な生産資材費等(自力施工)の購入等を行う場合、 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策） により実施	国：1/2 農家：1/2	生産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945

農業用ハウスを補強したい

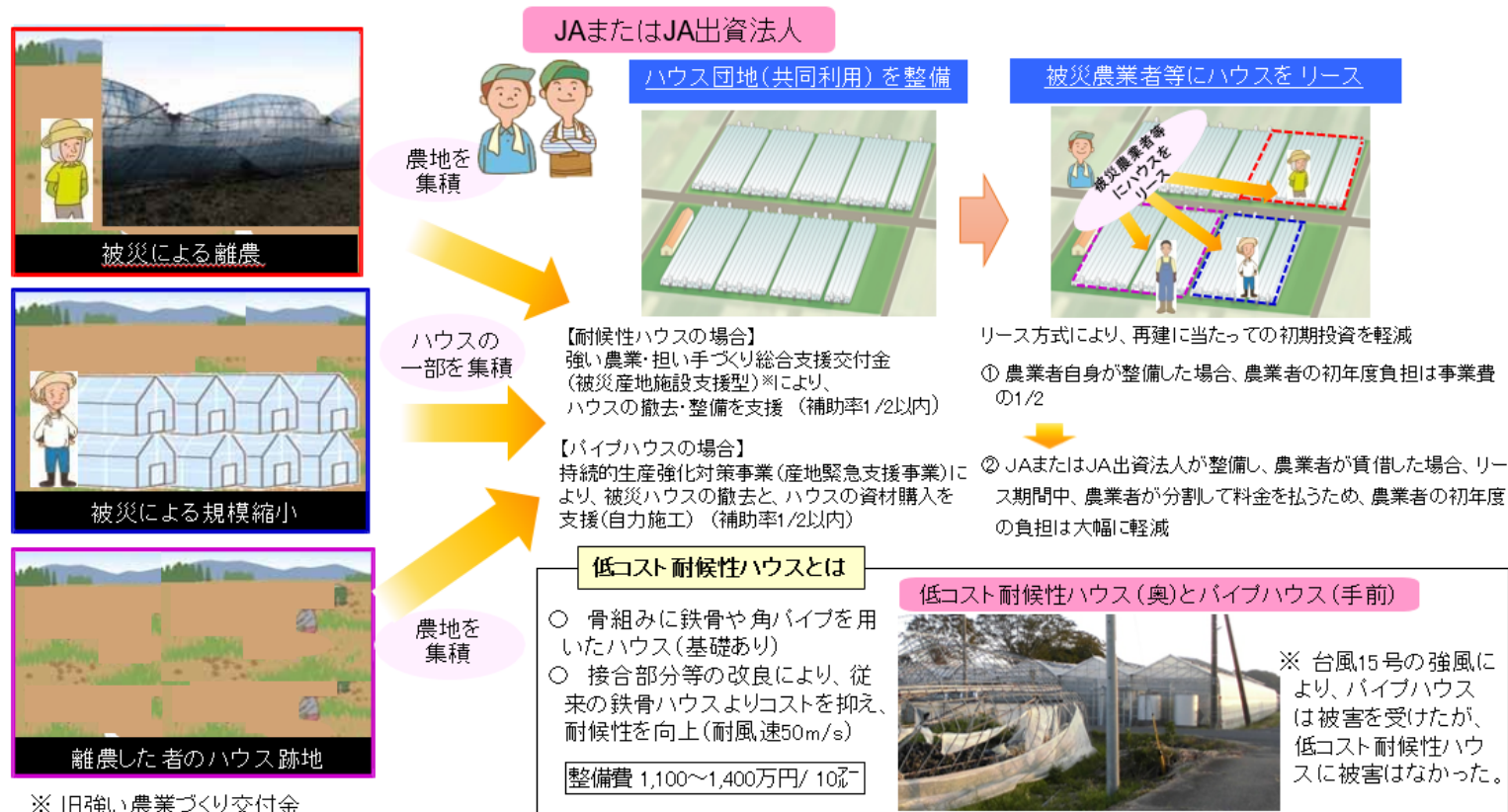
被災した農業用ハウスや被災を免れた農業用ハウスの補強は、以下の制度による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災を機とした農業用ハウスの補強	再建・修繕等と併せて業者に発注して補強を行う場合、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）により実施	国：3/10 県等：県と市町村による負担 農家：100%－（国の負担＋県等の負担）	経営局 経営政策課 TEL:03-6744-2148
	自力施工により、補強を行う場合、持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）により、必要な生産資材費等の購入費用を支援	国：1/2 農家：1/2	生産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945
	農業用ハウスの緊急点検の結果を踏まえ、都道府県が定めた「農業用ハウス災害防止計画」に基づく場合のみ支援 被災した農業用ハウスのほか、被災を免れた農業用ハウスを補強する場合、農業用ハウス強靱化緊急対策事業により、必要なパイプ等の資材費や、業者が施工する場合の経費等を支援	国：1/2 県等：県と市町村による負担 農家：100%－（国の負担＋県等の負担）	生産局 園芸作物課 TEL:03-3593-6496

被災を機に耐候性ハウスやパイプハウスのリース導入を進めたい

台風での被災や高齢化等により離農した者の農地を活用して、JAやJA出資法人が主体となって耐候性ハウスを整備することで、農業者の初期投資を軽減することが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
耐候性ハウスの再建	農業者の組織する団体等(5名以上)が行う場合、 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援型) により支援	国 : 1/2 県等: 県と市町村による負担 農業者の組織する団体等(事業実施主体) : 100%-(国の負担+県等の負担)	生産局 総務課生産推進室 (03-3502-5945)
パイプハウスの再建	被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組むために必要な生産資材費等(自力施工)の購入等を行う場合、 持続的生産強化対策事業(産地緊急支援事業) により実施	国 : 1/2 県等: 県と市町村による負担 農業者の組織する団体等(事業実施主体) : 100%-(国の負担+県等の負担)	生産局 総務課生産推進室 (03-3502-5945)



農業用ハウスの施工業者が確保できない

資材メーカー、ハウスメーカーへの協力要請及び各都道府県のハウス施工業者の営業所等を紹介しています。また、農業者自らが施工を行えるよう、自力施工の手順や留意点を記載したマニュアルを紹介しています。

○資材メーカー等への協力要請、施工業者等の紹介

農林水産省は、農業用ハウスの早期復旧に向けて、9月17日に資材メーカー、ハウスメーカー等関係者に対し、資材の円滑な供給等の協力依頼をしています。

- ① 資材メーカーに対し迅速な資材供給への協力を依頼。
- ② ハウスメーカー（（一社）日本施設園芸協会等）に対し資材及び施工業者の円滑な確保への協力を依頼。
- ③ 各県及び生産者団体に対しハウスメーカーの営業所等のリスト及び早期復旧に向けての留意点を周知。

○ 自力施工

注文から施工まで期間を要する場合は、生産者自らが施工を行うこと（自力施工）も有効です。

自力施工にあたっては、全農が簡易なパイプハウスの建て方をまとめた「パイプハウス建て方マニュアル」を作成し、関連の動画資料とともに全農ホームページで掲載中です。自力施工のご参考に、どうぞご利用下さい。

URL:http://www.agri.zennoh.or.jp/N_index.aspx



また、生産者部会等で被災農業者による共同施工の体制を整備し、他の被災農業者のハウスの施工を請け負う等の取組も有効です。

パイプハウスの**自力施工!**

パイプハウスを建てたいけど、工事費が高い、時間が掛かるとお悩みの方！部会や法人で自力施工に取り組んでみませんか？

こんな困り事、ございませんか？

① 工事費が高い...

自力施工ならコストダウン！ 施工費 約20%
費用のうち、施工費を削減して、約20%のコストダウンに繋がります。 資材費、搬送費等 約80%

② 注文してから時間が掛かる...

自力施工なら待たずに着工！
資材注文後、施工業者を待たずに、すぐ着工できるので、災害後の混雑時にもスピーディに対応出来ます。

③ でも建て方が分からない...

自力施工はマニュアル&動画で安全安心！
全農ホームページで「パイプハウス建て方マニュアル」と解説動画を公開中！
安全に配慮した施工に役立てられます。

マニュアル、動画の詳細はウラ面をご覧ください。

農林水産省 生産局 園芸作物課 TEL 03-3593-6496

施設復旧のための資金や運転資金を調達したい

施設復旧のための資金融資等については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化
- (2) 農業近代化資金等の借入れについて、債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除
- (3) 新規・既往融資について、円滑な融通や償還猶予等の措置が適切に講ぜられるよう関係金融機関に要請

2. 対策事業と農林漁業者の負担割合

支援内容	対応事業等	支援の内容	担当及び問合せ先
貸付利子の 5年間実質 無利子化	経営再建のための農林漁業セーフティネット資金や施設の復旧のための農林漁業施設資金等の災害関連資金	貸付当初5年間実質無利子化※1	(農業関係) 経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726
保証料の 5年間免除	農業近代化資金や災害復旧に係る林業者等の借入れに対する(独)農林漁業信用基金及び農業信用基金協会の債務保証	保証当初5年間の保証料免除	(林業関係) 林野庁企画課 TEL：03-3502-8037
関係金融機関への要請	—	新規融資に係る円滑な融通	(水産関係) 水産庁水産経営課 TEL：03-6744-2347
		既往融資に係る償還猶予	
		通帳・印鑑等を紛失した場合でも払い戻し可能	

※1 林業者においては、貸付当初10年間

被災した農作物や園芸施設の農業共済等について

農業共済における共済金の早期支払等を実施。また、野菜等の営農再開に向けては、以下の事業による支援を受けることが可能です。

対策事業と農業者の負担割合

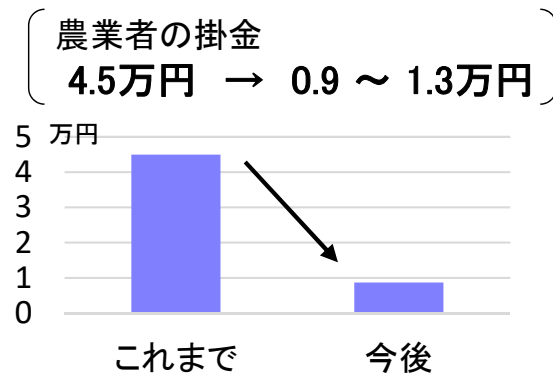
支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
共済金の早期支払	農業共済の加入者に対し、共済金を早期に支払う。	加入時に 国：共済掛金の原則50% 農業者：共済掛金の原則50%	経営局 保険監理官 TEL：03-3502-7380
園芸施設の損害に対する共済金の支払	園芸施設共済の加入者に対し、園芸施設の被害の程度に応じて共済金を支払う。 撤去費用を補償対象に追加している園芸施設共済の加入者に対し、撤去費用の共済金を支払う。		
共済掛金の払込期限の延長	台風第15号の被害により災害救助法が適用された千葉県において、園芸施設共済及び家畜共済の共済掛金の支払を12月末まで猶予する。 【問合せ先】 ・けいよう農業共済組合 0436-37-0080 ・ぼうそう農業共済組合 0438-23-0292 ・わかしお農業共済組合 0475-26-3041 ・海匠農業共済組合 0479-55-2083 ・香取農業共済組合 0478-58-5611 ・北総農業共済組合 043-481-6911	国：共済掛金の原則50% 農業者：共済掛金の原則50%	
被災した農作物の残さの撤去	持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）	国：1,500円／10a（定額） 農家：事業費と補助額の差額	生産局 園芸作物課 TEL：03-6738-7423
野菜等の植え直しに必要な種子・種苗の購入		国：1／2 農家：1／2	
生育回復に向けて追加的に必要となる農薬・肥料の購入			

集団加入メリット措置の導入

集団加入に適した割引パッケージ

- ① 小規模被害を補償範囲から除外し掛金を下げる
- ② 耐用年数を大幅に超過した施設を補償範囲から除外し掛金を下げる
- ③ 施設を補強したら掛金を割り引く
- ④ JA等が一斉受付を行い、確実な集団加入が見込める場合掛金を割り引く

最大で掛金を3割以下に



※経営規模:パイプハウス15a(全国平均)

生産出荷団体等による集団加入促進

JA、農業法人協会、集荷業者、直売所等(全体で9割のシェア)と共済組合が、

- ① 共済の集団加入、
- ② 施設補修の促進等

に関する**協定**を締結

集団加入パッケージを強力に推進

集団加入促進を担保する措置

- ① 国の補助・融資金利における共済加入の要件化
- ② 協定を締結すれば、補助事業採択時のポイントを加算
- ③ ハウス建築業者の補助事業入札参加条件に「共済組合と連携して加入推進を図ること」を追加
- ④ 都道府県のハウス被害防止計画で地方公共団体単独事業の共済加入の要件化を推進

自家消費
だけの農
家を除き
対象農家
の大宗を
共済加入
に導く

園芸施設共済における掛金の割引について（経営規模：パイプハウス15a（全国平均））

掛金の割引措置		割引前 約4.5万円
20万円/棟以下の小規模被害を補償から除外	▲70%	▲3.2万円
耐用年数（パイプハウスで10年）を2.5倍以上経過した施設を補償から除外	▲20%※	▲0.3万円
施設の補強（太いパイプへの交換、これと同等の強度への補強）	最大▲15%	最大▲0.2万円
一斉受付での大宗の農業者の集団加入	▲5%	▲0.1万円
※ 除外対象となる施設の設置割合（パイプハウスの全国平均）		割引後 0.9～1.3万円

本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合の支援策について

水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成、産地交付金）及び畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策の面積払）の対象作物について本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合であっても、以下の支援の対象となります。

品 目 (例)	農 業 共 済 (注1)	水田活用の直接支払交付金 (水田のみ) (注2)	畑作物の直接支払交付金 (注3)
米 (主食用米)	○		
米 (非主食用米)	○	○ (注4)	
大豆	○	○	○ (面積払のみ)
そば	○	○ (注5)	○ (面積払のみ)
飼料作物		○	

- (注) 1 農業共済は、農業共済に加入しており、被災時点で責任期間（移植期又は発芽期から収穫まで）にあるものが支払対象となります。また、地域の共済組合に、被害の連絡をお願いします。
※詳しい内容は、地域の共済組合へお問い合わせください。
- 2 水田活用の直接支払交付金については、上記の他、県や地域において要件や単価を設定する産地交付金の対象となる場合があります。
※詳しい内容は、地域農業再生協議会へお問い合わせください。
- 3 畑作物の直接支払交付金の対象は、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば及びなたねです。
- 4 飼料用米等の数量払いの標準単収値については、当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。また、収穫、出荷・販売を行うことができない場合は、5.5万円/10aが交付されます（多収品種に取り組んでいる場合は産地交付金（注5）により1.2万円/10aが交付されます。）。
- 5 都道府県に産地交付金として追加配分されるものであり、県・地域の設定によっては、異なる単価が設定されている場合があります。

果樹を植え替えたい・被害果実を利用したい・果樹棚を再建したい

被害果樹・茶の植え替えや落果果実の利用促進については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 被害を受けた果樹・茶の植え替えや、これにより生じる未収益期間に必要な経費を助成
- (2) 被害果樹の利用促進に必要な経費を助成
- (3) 収穫物運搬や樹体保護に必要な経費を助成
- (4) 果樹棚の再建に必要な経費を助成

2. 対策事業と農家の負担割合

支援内容	対応事業等	支援の内容	担当及び問合せ先
・ 植え替えや未収益期間に係る経費助成 ・ 被害果樹の利用促進に係る経費助成 ・ 収穫物運搬や樹体保護に係る経費助成 ・ 果樹棚の再建に係る経費助成	持続的生産強化対策事業 (果樹・茶産地再生支援対策、産地緊急支援対策)	国：定額※、1/2 農家：事業費と補助額の差額、100%－（国の負担＋県等の負担） ※果樹への支援 ＜①改植に必要な苗木代・樹体の撤去費用等＞ ・ みかん等のかんきつ：23万円/10a ・ かき、なし、ぶどう、りんご等：17万円/10a 等 ＜②未収益期間に必要な肥料代や農薬代等＞ 5.5万円/10a×4年分＝22万円/10aを一括交付 ＜③被害果実の利用促進に必要な経費＞ 被害果実の一時貯蔵等に要する経費：1/2 被害果実等の消費拡大PRに要する経費：1/2 ＜④収穫物の運搬や樹体保護に必要な経費＞ 作業を行うための雇用に係る経費：上限5,600円/人・日 運搬車・アシストスーツ等のレンタル費用：1/2 ＜⑤果樹棚の再建に係る経費＞ 果樹棚の撤去費用及び再建に必要な資材の購入費：1/2 ※茶への支援 ＜①改植等に必要な費用＞ ・ 改植・移動改植等：29.3万円/10a 等	(果樹関係) 生産局 園芸作物課 TEL:03-3502-5957 (茶関係) 生産局 地域対策官 TEL:03-6744-2117

生産資材を購入したい

被災に伴う追加防除・施肥、追加的な種子・種苗等の確保、飛散したガラス等の撤去については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 被災に伴う追加防除・施肥、次期作に必要な種子・種苗の確保に係る経費を助成
- (2) 飛散したガラス等の撤去に係る経費を助成
- (3) 被災した集出荷施設等における簡易な補修に係る経費を助成
- (4) 他の集出荷施設等への農作物の輸送等に要する経費を助成

2. 対策事業と農家の負担割合

支援内容	対応事業等	支援の内容	担当及び問合せ先
(1)追加防除・施肥、追加的な種子・種苗等確保に係る経費助成 (2)ガラス等の撤去に係る経費助成 (3)集出荷施設等の補修に係る経費助成 (4)農作物の輸送等に係る経費助成	持続的生産強化対策事業 (産地緊急支援事業)	国※：定額、1/2 農家：事業費と補助額の差額、1/2 ※ (1) 1/2 (2) 定額 (14,000円/10a以内) (3) 1/2 (4) 定額 (7,000円/t)	生産局 総務課生産推進室 TEL：03-3502-5945

酪農・畜産関係の支援を受けたい

酪農・畜産に係る被害については、以下による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	対象農家※1	支援の内容※2		担当及び問合せ先
畜舎・機械の再建・修繕等	①畜舎・付帯施設・機械の簡易な修理、簡易畜舎の整備等の支援が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳・肉・豚	国：1/2 農家：1/2		①、③、⑤、⑥、⑧について （酪農関係） 生産局牛乳乳製品課 TEL：03-3502-5988 （肉用牛関係） 生産局畜産企画課 TEL：03-3502-0874 （養豚関係） 生産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656 （養鶏関係） 生産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656
	②被災した畜舎・農業用機械等の再建・修繕に対する支援が可能 【強い農業・担い手づくり総合支援交付金（ア：被災農業者支援型、イ：被災産地施設支援対策）】	乳・肉 豚・鶏	ア 国：3/10 県等：県と市町村による負担農家：100%－ （国＋県等の負担）	イ 国：1/2 県等：県と市町村による負担農家等：100%－ （国の負担＋県等の負担）	
乳房炎の治療・予防管理等	③乳房炎の治療・予防用資材、搾乳機器点検、予防のための取組等に対する支援が可能【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳	国：1/2等 農家：1/2等		②について ア：経営局経営政策課 TEL：03-6744-2148 イ：生産局総務課 TEL：03-3502-5945 ④について 生産局畜産企画課 TEL：03-3502-0874 ⑦について 経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726 ⑨について 生産局飼料課 TEL：03-3502-5993 ⑩、⑪について 生産局畜産企画課 TEL：03-3502-0874 ⑫について 生産局食肉鶏卵課 TEL：03-3502-5991 ⑬について 生産局食肉鶏卵課 TEL：03-6744-2130 ⑭について 生産局畜産企画課 TEL：03-3501-1083
酪農ヘルパー利用	④被災農家における応急的な搾乳作業等のための酪農ヘルパーの出役の支援が可能（「疾病時の利用」として対応）【酪農経営支援総合対策事業】		国：実質1/3 農家：実質2/3以内		
家畜の避難・預託	⑤被災家畜の避難・預託の支援が可能【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳・肉・豚	国：1/2、農家：1/2		
家畜導入	⑥被災（停電を含む）により、死亡・廃用した乳用牛、肉用牛繁殖雌牛、繁殖用雌豚の導入の支援が可能【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳・肉・豚	国：1/2 〔上限：妊娠牛275千円/頭 繁殖雌牛175千円/頭 繁殖用雌豚40千円/頭〕 農家：1/2（上限まで）		
	⑦牛・豚（肥育畜を含む）、鶏の導入について、農林漁業セーフティネット資金、農業近代化資金、スーパーL資金等の活用が可能	乳・肉 豚・鶏	貸付当初5年間実質無利子化等		
停電時の電力確保に要した発電機の借上げ等	⑧停電時の電力確保に要した発電機の借上げ、今後の災害等に備えた非常用電源の整備に対する支援が可能【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳・肉 豚・鶏	国：1/2 農家：1/2		
自給飼料品質低下抑制、不足分の購入等	⑨自給飼料の品質低下を抑制するための発酵促進剤や不足する粗飼料の購入の支援が可能【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	自給飼料を生産する酪農・畜産農家	国：定額、1/2 [粗飼料購入5千円/ト以内] 農家：1/2（定額を除く）		
経営安定対策の特例措置	⑩肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）、⑪肉豚経営安定交付金（豚マルキン）における生産者負担金の納付みなし等を実施 ⑫肉用子牛生産者補給金制度における生産者負担金の納付期限延長を実施 ⑬鶏卵生産者経営安定対策事業における積立金の減額等を実施	肉・豚・鶏	—		
負債整理資金の緊急融通	⑭負債の償還に支障が生じた場合、当面の間、毎月末日を貸付日として緊急的に融通することが可能【畜産特別支援資金融通事業】	乳・肉・豚	—		

※1：対象農家の欄における各表記は次のとおり。 乳：酪農家等、肉：肉用牛農家等、豚：養豚農家等、鶏：養鶏農家等

※2：農家等の負担割合は県等の支援により軽減される場合がある。

復旧までの間の働く場がほしい、従業員の雇用を維持したい

被災農業者の就労や他の農業法人等に研修目的で派遣する場合、以下の事業による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 災害復旧事業等における被災農業者の就労を促進。(災害復旧事業等)
- (2) 被災農業法人等が、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に、必要な経費を助成。
(農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修タイプ))
- (3) 農業次世代人材投資事業の支援を受けている方もしくはこれから受けようとする方への支援。
(農業次世代人材投資事業)

2. 対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
(1)被災農業者の就労促進	災害復旧事業(県・市町村が実施主体)等において、被災農林漁業者の就労希望者を優先的に雇用するよう関係地方公共団体に通知	国 : ー 県等 : ー 農家 : ー	農村振興局 整備部設計課 TEL : 03-3502-6094
(2)被災農業法人等の従業員の派遣	次ページを御参照ください。		
(3)農業次世代人材投資事業における特例			

被災農業法人等の雇用の維持、農業次世代人材投資事業の取扱い

- ・被災農業法人等が、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に、1（1）のとおり「農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）」により必要な経費を助成します。
- ・被災により農作業を行えない場合等における、農業次世代人材投資事業の取扱いは1（2）のとおり（これから支援を受ける方も同様の取扱いになります）です。

1. 対策内容の概要

（1）農の雇用事業

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
従業員の雇用維持	農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ） ・従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を支援	・従業員の転居費、住居費、交通費のほか受入法人に対して支払う研修負担金（謝金）を助成。 （月額最大10万円、最長24ヶ月） ・月額10万円を超える部分は自己負担。	経営局 就農・女性課 TEL：03-6744-2162

（2）農業次世代人材投資事業

事項	取扱いの内容	担当及び問合せ先
研修実施日数又は農業生産等への従事日数の考え方	交付要件の研修実施日数（概ね年間1200時間以上）又は農業生産等の従事日数（年間150日かつ年間1200時間以上）に復旧作業日数※の計上が可能。 ※被災した農業施設等の片付け及び再建作業、用水路等の生産基盤の整備に係る工事作業、農地や農業機械・施設等を確保するための情報収集・売買交渉等	経営局 就農・女性課 TEL：03-3502-6469
研修又は就農状況報告の提出	被災により研修状況報告又は就農状況報告に添付する書類を紛失した場合、提出可能な添付書類のみでの報告や都道府県等による聞き取り等による研修又は就農の状況の確認で可とする。	
研修又は農業経営を休止する場合	被災により研修又は農業経営を休止する場合、休止届の提出により、当該休止期間に相当する期間（最長1年間）、交付期間の延長が可能。	

農地や農業用施設や鳥獣被害防止施設の復旧等をしてほしい

小規模な水路等の復旧活動、長寿命化対策や農地の大区画化や鳥獣被害防止施設の再整備をする場合、以下の事業による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動を支援。(多面的機能支払交付金)
- (2) 農業水利施設の長寿命化対策、防災減災対策等を支援。(農業水路等長寿命化・防災減災事業)
- (3) 大区画化、汎用化などの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を支援。
(農地耕作条件改善事業)
- (4) 被災した鳥獣被害防止施設の再整備を支援。(鳥獣被害防止総合対策交付金)

2. 対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
(1) 地域共同による復旧活動の支援	損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動に既配分の 多面的機能支払交付金 を充当可能	(既に配分されている多面的機能支払交付金を活用するため、追加の負担はない) 対象組織：追加負担なし	農村振興局 整備部農地資源課 TEL：03-6744-2447
(2) 農業水利施設の長寿命化、防災減災対策	農業水路等長寿命化・防災減災事業 （非公共）により、農業水利施設の長寿命化対策や防災減災対策等を支援(総事業費200万円以上、受益者数2者以上等)	国：1／2等 県等：県と市町村による負担 農家：100%-(国の負担＋県等の負担)	農村振興局 整備部水資源課 TEL：03-3502-6246 農村振興局 整備部防災課 TEL：03-6744-2210
(3) 耕作条件の改善等	大区画化、汎用化などを 農地耕作条件改善事業 により支援(総事業費200万円以上、受益者2者以上等)	国：定額、1／2等 県等：県と市町村による負担 農家：100%-(国の負担＋県等の負担)	農村振興局 整備部農地資源課 TEL：03-6744-2208
(4) 鳥獣被害防止施設の再整備	地域協議会や民間団体等が行う被災した鳥獣被害防止施設の再整備を、 鳥獣被害防止総合対策交付金 により支援	国：定額※、1／2等 県等：県と市町村による負担 農家：100%-(国の負担＋県等の負担) ※自力施工の場合、資材費のみ定額支援	農村振興局農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 TEL：03-3591-4958

被災した荒廃山地、森林作業道の復旧や被害木の伐採をしてほしい

風倒木被害に係る調査結果も踏まえ、被災した山林の早期復旧や、治山施設の設置等の実施を支援します。

1. 支援の内容

- (1) 被災した荒廃山地等の復旧・整備（治山事業）
- (2) 被害木の伐採・搬出や植栽、森林作業道の復旧（森林整備事業）

2. 対策事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した荒廃山地等の復旧・整備	治山事業により、豪雨等により生じた荒廃山地等の復旧・整備を実施。 （事業実施主体：国、都道府県）	国 : 1/2 県 : 1/2 ※災害復旧等事業の場合 国 : 2/3 県 : 1/3	林野庁 治山課 TEL : 03-6744-2308
被害木の伐採・搬出や植栽、森林作業道の復旧	森林整備事業により、被害森林における被害木等の伐採・搬出、伐採跡地での造林、森林作業道の開設及び改良・復旧等を支援。 （事業実施主体：都道府県、市町村、森林組合、森林所有者等）	国 : 1/2 県 等 : 県と市町村による負担 所有者等 : 100%－（国の負担＋県等の負担）	林野庁整備課 造林間伐対策室 TEL : 03-3502-8065

被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の撤去・復旧・整備をしてほしい

木材加工流通施設、特用林産振興施設等が被災した場合、再建に必要な機械施設の復旧・整備を支援。また、被災施設の撤去等の費用も支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備（林業・木材産業成長産業化促進対策）
- (2) 上記に付随する被災施設の撤去（林業・木材産業成長産業化促進対策）

2. 対策事業と林業者の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備	林業・木材産業成長産業化促進対策により、被災した木材加工流通施設や林業機械、特用林産振興施設等の撤去・復旧・整備及びきのこ生産資材の導入を支援。	国 : 1/2 県等 : 県と市町村による負担 林業者 : 100%-(国の負担+県等の負担)	(木材加工流通施設) 林野庁経営課 TEL : 03-3502-8055 (特用林産振興施設) 林野庁経営課 TEL : 03-3502-8059
被災施設の撤去		・木材加工流通施設等は、1事業費、おおむね500万円以上であれば支援が可能。 ・特用林産振興施設は、1事業費、おおむね100万円以上であれば支援が可能。 (生産資材の導入は事業費の下限なし)	

漁港施設等の復旧、防潮堤等の高潮・高波対策をしてほしい

漁港施設等が被災した場合の復旧。また、防潮堤等の高潮・高波対策に対して支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 漁港施設等の災害復旧（漁港施設等災害復旧事業）
- (2) 漁港漁場整備（水産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金）
- (3) 海岸保全施設整備（農山漁村地域整備交付金）

2. 対策事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
漁港施設等の災害復旧	災害復旧事業により漁港施設等の復旧を支援。	国 : 2/3等 県等 : 県と市町村による負担	水産庁 防災漁村課 TEL : 03-3502-5638
漁港漁場整備	水産基盤整備事業及び農山漁村地域整備交付金により防波堤等の耐浪化対策を支援。	国 : 1/2等 県等 : 県と市町村による負担	水産庁 計画課 TEL : 03-3502-8491
海岸保全施設整備	農山漁村地域整備交付金により防潮堤等の海岸保全施設の高潮・高波対策を支援。	国 : 1/2 県等 : 県と市町村による負担	水産庁 防災漁村課 TEL : 03-3502-5304

流木等による水産業への影響を食い止めたい

流木等による水産業への影響を最小限に食い止めるように必要な経費に対して支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 漁場等に堆積・漂流する流木等の処理（水産多面的機能発揮対策事業）
- (2) 海岸への漂着流木等の処理（災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業）

2. 対策事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
漁場等に堆積・漂流する流木等の監視、処理	水産多面的機能発揮対策事業 により漁場等に堆積・漂流する流木等の処理に要する経費を支援。	国 : 7/10 県等 : 3/10	水産庁 計画課 TEL : 03-3501-3082
海岸への漂着流木等の処理	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 により海岸に漂着した流木等の処理を支援。	国 : 1/2 県等 : 県と市町村による負担	水産庁 防災漁村課 TEL : 03-3502-5638

漁船、漁具等が被災してしまった

必要な漁船、漁具等についてリース方式による導入に必要な経費に対して支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

(1) 必要な漁船、漁具等についてリースの導入（水産業成長産業化沿岸地域創出事業）

2. 対策事業と漁業者の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
漁船、漁具等のリース	被災を機に、収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に必要な漁船・漁具等の導入（リース方式）について水産業成長産業化沿岸地域創出事業により支援。	国：リース事業者に対し漁船・漁具等の取得費の1/2以内 漁業者：補助残分のリース料の返還	水産庁 研究指導課 TEL：03-6744-2031

水産経営を再開したい

被災した共同利用施設の再建・修繕、流通に必要な代替機器の整備・リース導入、漁港等周辺のがれき・廃棄水産物の処理等に対して支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 荷さばき施設、漁具倉庫、水産加工施設等共同利用施設の再建・修繕、被災施設の撤去（浜の活力再生・成長促進交付金）
- (2) 流通に必要な代替機器の整備・リース導入（水産バリューチェーン事業）
- (3) 漁港等周辺のがれき・廃棄水産物の処理（水産多面的機能発揮対策事業）

2. 対策事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
共同利用施設の再建・修繕、撤去	浜の活力再生・成長促進交付金により共同利用施設の再建・修繕等を支援。	国 : 1/2、4/10、1/3等 県等 : 県と市町村による負担 漁協等 : 100%-(国の負担+県等の負担)	水産庁 防災漁村課 TEL : 03-6744-2391
代替機器の整備・リース導入	水産バリューチェーン事業により流通に必要な代替機器の整備・リース導入を支援。	国 : 1/2 加工業者等 : 1/2	水産庁 加工流通課 TEL : 03-6744-2350
漁港等周辺のがれき等の処理	水産多面的機能発揮対策事業により放置されたままだと逸散し環境保全等に影響するおそれがあれば漁港等周辺のがれき・廃棄水産物の処理に要する経費を支援。	国 : 7/10 県等 : 3/10	水産庁 計画課 TEL : 03-3501-3082

停電の影響による被害から早期に営農を再開したい（農作物）

停電の影響による被害を受けた農作物については、以下の事業による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- （１）停電により出荷できなくなった農作物や使用できなくなった培地等の撤去用
- （２）撤去後の消毒等に必要な薬剤等の購入費
- （３）追加的な種子・種苗・培地の購入費
- （４）停電により他の集出荷施設に農作物を輸送した際の追加的な輸送経費

2. 対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した農作物や培地等の撤去費	持続的生産強化対策事業	国 : 1,500円／10 a（定額） 農家 : 事業費と補助額の差額	生産局 園芸作物課 TEL:03-6738-7423
撤去後の消毒等に必要な薬剤等の購入費		国 : 1/2 農家 : 1/2	
追加的な種子・種苗・培地の購入費		国 : 1/2 農家 : 1/2	
他の集出荷施設への輸送経費		国 : 7,000円／t（定額） JA等 : 事業費と補助額の差額	

停電の影響による被害から早期に営農を再開したい（畜産）

停電の影響による乳牛の乳房炎の発生、家畜の死亡等については、以下による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- （１）乳房炎の治療・予防管理等
- （２）家畜導入
- （３）停電時の電力確保に要した発電機の借上げ等

（畜産経営災害総合対策緊急支援事業等の活用）

2. 対策事業と農家の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容※	担当及び問合せ先
乳房炎の治療・予防管理等	乳房炎の治療・予防用資材、搾乳機器点検、予防のための取組等に対する支援が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	国：1/2等 農家：1/2等	生産局 牛乳乳製品課 TEL：03-3502-5988
家畜導入	牛・豚（肥育畜を含む）、鶏の導入について、 農林漁業セーフティネット資金、農業近代化資金、スーパーL資金等 の活用が可能	・貸付当初5年間実質無利子化 ・農業近代化資金の借入について、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除	経営局 金融調整課 TEL：03-3501-3726
	被災（停電を含む）により、死亡・廃用した乳用牛、肉用牛繁殖雌牛、繁殖用雌豚の導入の支援が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	国：1/2 （上限：妊娠牛275千円/頭、 繁殖雌牛175千円/頭、 繁殖用雌豚40千円/頭） 農家：1/2（上限まで）	（酪農関係） 生産局牛乳乳製品課 TEL：03-3502-5988 （肉用牛関係） 生産局畜産企画課 TEL：03-3502-0874
停電時の電力確保に要した発電機の借上げ等	停電時の電力確保に要した発電機の借上げ、今後の災害等に備えた非常用電源の整備に対する支援が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	国：1/2 農家：1/2	（養豚関係） 生産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656 （養鶏関係） 生産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656

※：農家等の負担割合は県等の支援により軽減される場合がある。

停電の影響による被害から早期に営農を再開したい（林野）

被災した特用林産物生産者の事業再開を支援するため、特用林産物に係る生産資材の再導入に要する経費を支援します。

1. 支援の内容

- （１）停電により出荷できなくなったきのこや使用できなくなった菌床等の撤去・処分費用
- （２）被災した生産資材の再導入費用

2. 対策事業と林業者の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
特用林産物に係る生産資材	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金により、菌床等の撤去・処分やきのこ生産資材の導入を支援。	国　：1/2 県等：県と市町村による負担 林業者：100%-(国の負担+県等の負担)	林野庁 経営課 TEL：03-3502-8059

停電の影響による被害から早期に営農を再開したい（水産）

停電の影響による被害については、以下の制度による支援等を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- （１）停電により出荷・使用できなくなった産地市場や蓄養施設等の機能を回復し、早期に経営を再開できるよう、荷さばき施設等を修繕。（浜の活力再生・成長促進交付金）
- （２）他の産地市場への水産物輸送に要する経費を助成。（水産バリューチェーン事業のうち産地市場統合・機能強化促進事業の活用）
- （３）蓄養施設のポンプ等が停止し、水産物が死滅した場合、廃棄費用や再導入費用にかかる資金融通を実施。（農林漁業セーフティネット資金の活用）

2. 対策事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
荷さばき施設等の修繕	浜の活力再生・成長促進交付金により共同利用施設の再建・修繕等を支援。	国 : 1/2、4/10、1/3等 県等 : 県と市町村による負担 漁協等 : 100%-(国の負担+県等の負担)	水産庁 防災漁村課 TEL : 03-6744-2391
他の産地市場への水産物輸送に要する経費	産地市場のICT化や集出荷・物流の効率化につながる先進的なシステム整備の実証を行う際の水産物の輸送に要する経費であれば、 水産バリューチェーン事業のうち産地市場統合・機能強化促進事業 による支援が可能。	国 : 1/2等 漁協、卸売業者等 : 1/2等	水産庁 加工流通課 TEL : 03-3591-5612
廃棄費用や再導入費用にかかる資金融通	漁業者であれば 農林漁業セーフティネット資金 による融資が可能。	年利0.02%（令和元年9月19日現在） （一定の要件(※)を満たした場合、貸付当初5年間実質無利子化） ※借入れの申し込みまでの2か月間の水揚金額若しくは水揚量が、直近年の同期間に比して3割以上減少していること又は経営費が同様の比較において3割以上上昇していること 等	水産庁 水産経営課 TEL : 03-6744-2347